

西宮市災害時物資供給計画策定支援業務

仕様書骨子

業務名	西宮市災害時物資供給計画策定支援業務
業務場所	西宮市 六湛寺町外 所属
履行日数	契約の翌日から令和8年3月31日まで
支払条件	業務完了後払い

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、西宮市が受託者へ委託する「西宮市災害時物資供給計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、大規模災害が発生した場合に、被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給するため、物資の供給体制、施設の規模、効率的な在庫管理や輸送方法といった課題を整理し、発災時に混乱することなく、救援物資等を迅速に避難所へ供給できるよう、物資集積・荷捌き・輸送方法等について、事業者と連携した「西宮市災害時物資供給マニュアル（物資供給マニュアル・拠点運営マニュアル）」（以下「本マニュアル」という。）を作成することを目的とする。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、西宮市が開催する西宮市災害時物資供給検討委員会（以下「検討委員会」という。）や災害時物資供給訓練（以下「訓練」という。）（以下検討委員会及び訓練を総称して「検討委員会等」という）において検討・検証するものとし、本マニュアルの実効性を高めるために必要となる資料の作成や効果的な運用方法を提案するなど、検討委員会等の運営支援を行うものとする。

第3条（疑義）

本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、発注者及び受託者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第4条（履行期間）

契約締結日から令和8年3月31日まで

第5条（業務主任技術者等の選任）

- （1）受託者は、本業務を実施するにあたって業務責任者及び業務主任技術者（以下「技術者等」という。）を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、技術者等を変更したときも同様とする。
- （2）管理技術者は、本業務の計画を立案し、管理統括を行うものとする。
- （3）管理技術者は、地方自治体（広域連合等の特別地方公共団体を含む。）の防災業務に精通した実務経験の豊かなもの、且つ災害時における救援物資等を迅速に避難所へ供給できるよう、物資集積・荷捌き・輸送方法等の「訓練の実施（支援を含む）に関する業務」もしくは「物資拠点の運営確立に関する業務」に実績を有するものを配置するものとする。

第6条（業務計画書）

受託者は、速やかに本業務の着手前に以下の書類を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- （1）実施計画書
- （2）着手届
- （3）スケジュール表
- （4）管理技術者届（経歴書を含む）

第7条（打合せ協議）

本業務期間中、受託者は、発注者と緊密な連絡を保ち作業するため、定期的に進捗状況の報告と必要に応じて打合せを行うものとする。また、受託者はその都度議事録を作成し発注者の承認を得るものとする。

第8条（その他）

受託者は、本業務に関して、知り得た情報を許可なく第三者に漏らしてはならない。また、発注者より貸与する資料は、業務完了時、提出成果品とともに返却するものとする。

第9条（貸与資料）

本業務にあたって、下記の資料を貸与するものとする。

- （1）平成26年度西宮市防災拠点運営マニュアル策定業務(冊子)
- （2）地域防災計画資料編記載項目データ(避難施設等_GISデータ_tab形式)
- （3）地域内輸送拠点及び一時保管施設 図面 (CAD形式)一部 pdf形式
- （4）令和6年度 西宮市地域防災計画(ワードファイル、冊子)
- （5）西宮市ハザードマップ（紙データ、GISデータ_shp形式）

- (6) 災害時応援協定事業者一覧（西宮市及び兵庫県が締結している災害時応援協定により調達できる物資の種別を整理した資料）
 - (7) 西宮市災害時物資供給検討委員会 設置要綱
 - (8) 令和6年度 西宮市災害時物資供給検討委員会 資料・議事録（準備会、第1回から第3回）
- なお貸与する資料は、取り扱いに十分注意し、返却が必要なものは業務完了後速やかに返却するものとする。

第10条(関係機関との協議)

本マニュアルの策定に当たり、受託者は、下記関係機関との協議に同席し、必要となる協議資料の作成及び資料説明を行い、議事録を作成するものとする。なお関係機関への連絡調整は発注者が行う。

(関係機関)

兵庫国道事務所、兵庫県（災害対策課及び体育館管理者）、兵庫県警察、西宮警察署、甲子園警察署、西宮市場(株)、阪神電気鉄道(株)、西宮市（体育館管理者）、その他市が必要と認める機関

第2章 業務内容

第11条（業務概要）

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時に市が支援する物資の種別及び輸送体制に関する課題整理
- (2) 本マニュアルの策定
- (3) 訓練（図上）の実施（1回以上）
- (4) 訓練（実地）の実施（1回）
- (5) 検討委員会等の支援（3回程度を開催予定）

第12条（業務内容）

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時に市が支援する物資の種別及び輸送体制に関する課題整理

大規模災害時において物資を効率的かつ迅速に被災者へ届けることの実現等を目的とし、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等の直近の災害において、避難所及び在宅避難者等を始めとした支援物資の種別や量等の実態を既存文献等により調査する。

また、輸送体制の他、地域内輸送拠点を中心に、西宮市の地域特性を踏まえた一体的な物資供給体制を構築するために必要な問題を調査し、課題として整理する。

【想定される作業項目】

- ・ 既往災害における支援物資の種別、数量等の文献調査
- ・ 西宮市の既存備蓄物資・備蓄倉庫で調達できる物資の種別の整理
- ・ その他、受託者において必要と見込む項目

(2) 本マニュアルの策定

本マニュアルは、国等からのプッシュ型支援、プル型支援による救援物資及び個人・法人からの義援物資を迅速に避難所等へ供給することを目的に、市職員や民間事業者等が使用するものとして物資を輸送する事業者等の意見を十分に反映させて策定すること。

なお、本マニュアルは、災害時における各関係機関のスムーズな情報伝達や被災者ニーズの的確な把握、円滑な物資の受入・配分計画・輸送手段等を、プッシュ型支援、プル型支援及び法人等からの支援物資毎にまとめるとともに、物資拠点における物資の配置、車両の動線、人員を含み、関係する全主体が活用できるものとする。

災害時の即応性や運用の容易さを最大限考慮した内容とし、本マニュアルをもとに、各主体において、個別のマニュアルを作成することが可能なものとする。

本マニュアルの構成は「西宮市災害時物資供給マニュアル」と「西宮市災害時物資拠点運営マニュアル」からなるものとし、実効性の高い内容とするため、具体的かつ実用的な内容を盛り込むこと。なお、西宮市災害時物資拠点運営マニュアルは国道 43 号高架下、流通東体育館、西宮市地方卸売市場及び県立総合体育館の 4 カ所の施設を対象とする。本マニュアルで、想定している構成は以下のとおり。

【西宮市災害時物資供給マニュアル】

- ・用語の定義
- ・物資と情報の流れに関する体系図（プッシュ型支援、プル型支援などで分類）
- ・災害時物資供給のタイムライン
- ・民間施設を拠点に民間委託業者が運営する場合の体制（プッシュ型支援、プル型支援などで分類）
- ・市施設を拠点に民間委託業者が運営する場合の体制（プッシュ型支援、プル型支援などで分類）
- ・市職員が、拠点運営及び搬送する場合の体制（民間委託が困難な場合を想定）
- ・市内の役割分担の構築
- ・民間事業者との役割分担、連絡体制
- ・避難所等の支援物資に関するニーズの把握および集約
- ・在宅避難者への物資供給体制
- ・孤立集落への物資供給体制
- ・情報収集・伝達手段（オンラインフォーム、電話、FAX など）

- ・物資の調達、在庫管理、配分・配送
- ・関連様式

【西宮市災害時物資拠点運営マニュアル】

国道 43 号高架下、流通東体育館、西宮地方卸売市場及び県立総合体育館毎に策定
(プッシュ型支援、プル型支援などで分類)

- ・用語の定義
- ・施設毎の拠点運用に係る官民の役割分担
- ・運用体制（業務を洗い出しして、必要人員を設定）
- ・拠点内外の具体的な車両動線、交通誘導員、誘導看板等の配置計画
- ・入荷エリア、仕分けエリア、保管エリア、出庫エリアなどの具体的なゾーニング
- ・必要資機材の一覧表・確保方法

本マニュアルの策定にあたっては、以下の手順で段階的に進め、検討委員会での議論、訓練での検証を経て完成させるものとする。

① マニュアル素案の作成

- ア 訓練（図上）までに、本マニュアルの素案を作成
- イ 前号の内容や西宮市地域防災計画等と整合のとれたもの

② 訓練（図上）での検証と修正

- ア 訓練（図上）を通じて、素案に基づく運用手順の検証を行い、明らかになった問題や改善点を収集し、本マニュアル素案を修正

③ 訓練（実地）での再検証と修正

- ア 修正後の本マニュアルを訓練（実地）で使用し、実際の運用状況を基にさらなる検証を行い、抽出された問題や改善点を反映させ、実効性の高い内容に修正

④ マニュアルの策定

- ア 修正した内容を反映した本マニュアル（案）を検討委員会で議論し、委員の意見を反映

(3) 訓練（図上）の実施（検討委員会として実施）

実施日時：令和 7 年 10 月 10 日 午後（予備日：令和 7 年 10 月 17 日 午後）
 実施場所：西宮市役所第二庁舎（無償）
 参加人数：50 名程度（市にてビブスを準備）
 記録方法：訓練実施状況を記録するため写真撮影
 適宜、スマートフォン等による簡易な動画撮影

前号①で作成した本マニュアル素案について、物資供給体制上の問題解決を図るため、下記 4 点を目的として図上での訓練を実施する。なお、災害時物資拠点運営マニ

マニュアルの訓練対象施設は1箇所以上とする。

① 物資供給の物資・情報の流れを確認

市職員、物流事業者等の役割、業務分担及び運用全体の流れを確認

② 情報処理の検証

国システム、市防災情報システム、紙資料の用途区分を検証

③ 事前作成資料の確認

図上訓練実施に必要な資料の確認

訓練ではプッシュ型支援の受入れ、避難所への配送、避難者への配布の一連の流れを想定したシナリオとする。

① 訓練（図上）の企画・実施（シナリオ）計画の作成

ア 市と協議を行ったうえで、訓練（図上）実施計画を作成

② 訓練の実施

ア 訓練シナリオを基にした机上演習

イ 参加者によるグループディスカッション等を行い、訓練中に発生した問題点をリスト化し、課題として抽出

③ 報告書の作成・検討委員会で共有

ア 訓練結果、課題、改善提案を詳細にまとめた報告書を作成し、別途開催する委員会で共有

(4) 訓練（実地）の実施（検討委員会として実施）

実施日時：令和8年1月23日午後（予備日：令和8年1月30日午後）

実施場所：西宮市役所第二庁舎（無償）

市が手配する地域内輸送拠点（無償）※ 養生等は不要

参加人数：50名程度（市にてピブスを準備）

物資供給チーム（物資配送拠点含む）、災害対策本部、そのほか関係自治体、民間事業者等は本業務契約締結後、参加協力要請及び調整したうえで決定

記録方法：訓練実施状況を記録するため写真撮影

適宜、スマートフォン等による簡易な動画撮影

前号の訓練を経て修正した本マニュアルを基に、物資拠点運営上の問題解決を図るため、下記3点を目的として実地での訓練を実施する。

① 本部会議の運用検証

物資拠点候補から運用する拠点の選定、国県等への支援要請等の意思決定に係るオペレーションを行い、防災情報システム等による情報伝達を実施し、物資供給

の体制設置及び運営開始（連絡様式）を確認する。

② 物資拠点の運用・必要な資機材（連絡様式含む）の検証

実際に使用する車両、資機材を用いて物資を荷捌き、仕分けの上避難所まで搬送し、地域内輸送拠点での物資搬出入車両の動線や拠点内での物資配置レイアウトおよびフォークリフト動線の検証

③ 孤立集落支援の実証（別途実施する訓練の記録動画の共有）

本市の孤立可能性集落において、実際にドローンによる物資搬送を実証

訓練では実際の物資拠点や避難所にて実際の物資（例：水、毛布、食糧）（空箱可）を使用し、プッシュ型支援の受入れ、仕分け、避難所への配送、避難者への配布までの一連の流れを想定したシナリオとする。

なお、ドローンによる物資輸送訓練については、災害時応援協定締結事業者が企画、実施した記録動画を、訓練（実地）参加者で共有することとし、孤立集落支援についても本マニュアルに反映させること。なお、訓練（実地）のシナリオにはこの点を留意し、災害時応援協定締結事業者と適切に協議・連携を行うこと。

訓練（実地）の実施については、以下の手順を進めるものとする。

① 訓練（実地）の企画・実施計画（シナリオ）の作成

ア 市と協議を行ったうえで、地域内輸送拠点の開設要請から運営に至るまでの本マニュアルに基づく訓練（実地）実施計画を作成

② 訓練の準備

ア 訓練に必要な資料（現地看板の設置や貼り紙を含む）、資機材（フォークリフト（運転手の手配を含む）、交通誘導員、搬送物資（段ボール（空箱可））の準備

※ トラック（運転手の手配を含む）、パレットについては、別途市が手配する。

イ オンライン実施方法の検討

② 訓練の実施、会場設営（撤収含む）

ア 訓練実施場所で必要となる会場設営（会場は開催日の午前9時から午後5時まで使用可能）、オンラインを併用した訓練の運営

イ 訓練シナリオを基にした実地演習

ウ 参加者によるグループディスカッション等を行い、訓練中に発生した問題点をリスト化し、課題として抽出

③ 報告書の作成・検討委員会で共有

ア 訓練結果、課題、改善提案を詳細にまとめた報告書を作成し、委員会で共有

(5) 検討委員会等の支援（訓練を含む計5回程度を開催予定）

受託者は、検討委員会等の開催にあたり、開催内容に応じた資料作成や検討委員会等

での意見整理、議論内容を議事録として作成する等、西宮市を補佐し、円滑で効果的な検討委員会等が実施できるように努めること。また、検討委員会等の開催に際し、委員の意見聴取を行う必要があるため、受託者はそれに対する支援・調整を行う。

年度末には検討委員会等を通じて抽出された課題の検証を行い、次年度以降の検討方針として整理し、年間報告資料を作成すること。

なお、検討会委員への謝礼金については市が負担するものとする。

災害時物資拠点運営マニュアルについては、施設毎にレイアウト等を検討するにあたり、別途ワーキンググループを設置する予定であり、この運営も本業務に含めることとする。

第3章 納 入 成 果 品 等

第13条（納入成果品）

本業務における納入成果品(電子データ収納 DVD、紙媒体納品金文字図書)は、次のとおり **2点納品**とする。

- (1) 各会議資料（議事録、意見聴取結果を含む）
- (2) 業務実施報告書（別途要約版を含む）
- (3) 訓練実施結果報告書（図上および実地）
- (4) 西宮市災害時物資供給マニュアル（素案および改定版）
- (5) 西宮市災害時物資拠点運営マニュアル（4か所分）
- (6) 次年度取組方針資料

第14条（業務スケジュール素案）

業務内容	時期（目安）	概要
第4回 検討委員会 (Web会議併用)	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の取り組み内容の確認 ・今年度の取り組み内容の議論 ・本マニュアル（素案）の確認 ・図上訓練の説明 等
訓練（図上）	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・本マニュアル素案に基づく図上訓練
第5回 検討委員会 (Web会議併用)	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・図上訓練に基づく問題整理 ・本マニュアル（素案）の修正確認 ・実地訓練の説明 等
訓練（実地）	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・本マニュアル修正版に基づく実地訓練
第6回 検討委員会 (Web会議併用)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・実地訓練に基づく問題整理 ・本マニュアル（案）の提示 ・年間報告の実施 ・次年度の取り組み内容の確認 等

※上記の他、ワーキンググループを適宜、開催することとする。

以上